

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（112）

（Eメールニュース「みやぎの九条」2019年2月1日号）

小田中 聡樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（2016年11月の情勢について3回目です。改憲情勢・自民党の改憲草案、さらに核・原発問題に入ります。）

第五節改憲の動き

（1）2016年5月3日、日本国憲法は成立後70周年を迎えた。一口に「平和憲法」「民主憲法」といわれる基本的性格を改変＝改悪しようとする改憲勢力の挑戦に幾度か曝されてきた。憲法70年の歴史とは、即ち改悪の「試練」の歴史であった。そこでその歴史を年表風にまとめて迎えることにする。

【第Ⅰ期】安保体制成立期

㊤1950年6月25日 朝鮮戦争発生。

1950年8月10日 警察予備隊令公布。

1951年9月8日 日米安保条約調印。

1952年4月28日 同条約発効。

㊦1953年9月29日 日米行政協定調印。

㊧これらによって日本は国際的に独立的立場を放棄し、アメリカに従属する反共基地化した。

【第Ⅱ期】（60年安保改定期）

㊨1957年2月25日 岸内閣成立

㊩1957年8月13日 憲法調査会発足第1回総会・社会党不参加。

㊪1958年11月 警職法改悪（審議未了）。

㊫1960年5月19日 60年安保条約改定強行採決。（対米従属性強化）

㊬1960年6月19日 自然承認・成立）

㉔1964年7月3日 憲法調査会・両論併記の最終報告書を池田首相に提出。

㉕以上は、改憲野望のための正当性調達のための布石であったが、実現せず。

㉖1960年6月23日岸退陣。

岸の改憲野望は潰えた。

【第Ⅲ期】（明文改憲停滞期）

㉗この時期は明文改憲への動きは鈍かった反面、関連事象は多かった。

㉘1969年11月21日 日米共同声明（沖縄1972年返還、安保堅持、韓国条項）。

1970年5月1日 アメリカ軍の北爆（ベトナム攻撃）再開。

1970年6月22日 日米安保自動延長の政府声明。

1971年6月17日 沖縄返還協定調印。

1973年1月27日 ベトナム和平協定調印。

1978年11月27日 日米ガイドライン。

1979年6月12日 元号法制定。

1982年11月27日 改憲論者中曽根首相就任。

1985年7月27日 中曽根「戦後政治の総決算」発言。

1985年12月20日 国家秘密法廃案（6月自民党提出）。

1986年4月17日 前川レポート（金融自由化等）。

1987年4月1日 国鉄民営化（新自由主義）。

1989年11月9日 ベルリンの壁撤廃（冷戦終結）。

㉙この時期には、改憲勢力（中曽根首相）の蠢動を許さない運動があり（ベトナム反戦運動など）、国際情勢も日本の軍事力強化を軸とする9条改憲への動きを封じた。

【第Ⅳ期】（国際貢献名目の日米軍事同盟強化期）

㉚1991年1月16日 湾岸戦争勃発。

1992年6月9日 PKO法成立。

1994年1月29日 小選挙区制成立。

1999年5月28日 周辺事態法公布。

1999年8月12日 通信傍受法成立。

1999年8月12日 盗聴法成立。

2001年9月11日 米国同時多発テロ。

2003年3月20日 イラク戦争勃発。

2003年6月13日 武力攻撃法公布。

2007年5月18日 国民投票法公布。

⑥この時期には、国際貢献の名の下に、日本がアメリカへの従属的立場を強め加担した時期である。

【第Ⅴ期】（安倍改憲内閣・戦争法成立・具現化）

（1）安倍内閣の推移

2005年11月 自民党「日本国憲法改正草案」。

2006年9月 第一次安倍内閣誕生。

2012年12月26日 第二次安倍内閣発足。

2012年(平成24年) 自民党改憲草案。

2015年9月 戦争法成立。

2017年(平成29年)6月21日付自民党たたき台案判明（6月22日河北新報）。

（2）安倍内閣とは、改憲志向内閣。集団的自衛権容認内閣。福祉切捨内閣、戦争法具現化内閣である。

（3）①右のように本質規定できる安倍内閣について書いた拙稿を掲記する（法と民主主義519号別冊）（2017年6月・第56回定期総会議案書・日本民主法律家協会）。

「安倍政権と私たちの課題」

（1）私のみるところ、安倍政権は、いま末路にあると考える。

もともと安倍政権とは、民意とはかなりかけ離れた、極右集団「日本会議」を多数構成員としている内閣である。それだけではない。加計学園問題に象徴されるように、政商や大企業と結び付き、利権に寄生し、株高に支えられた財界の侍女的政権である。

のみならず安倍政権とは、アメリカへの追従度が著しいアメリカ従属政権である。その度合いは、歴代の政権の中でも随一である。つまり、安倍政権とは、アメリカのためには沖縄を切り捨てて省みない亡国内閣である。

(2) 安倍政権の政治手法は、民意を省みない強権的なものである。

更に例として挙げれば、共謀罪の新設の企てである。この法案の本質は、テロ対策とは無縁なものであり、自民党政治に歯向かう者や勢力を刑事弾圧するための巧妙なしかけである。その刃は、私たち人民にも向けられており、人民の団結の切り崩しと分裂に向けられている。

いってみれば、この暴力的、謀略的手法は、且てヒトラー、ムッソリーニなどのファッショ勢力が用いた政治的手法である。だが、この手法で政権を獲得したヒトラーですら、たかだか10年余政権を握ったにすぎず、最後の末路は自死であった。またムッソリーニの最後は、銃殺された。

(3) この歴史的な事実は、何を教えているか。

第一に、ファッショ的な強圧的政治手法は、人民統治の手段としては邪道であることである。つまり、人民の目を眩ますことに一時的には成功するであろうが、早晩人民の支持を失うことである。

第二に、ファッショ志向の政治家の末路は、悲惨な道を進むことである。

以上の歴史的教訓に照らせば、安倍政権は、いま末路にあり、決して長続きしないことが予測されるのである。

(4) 安倍政権とは再度述べるが、9条改悪志向政権であり、集団的自衛権容認政権、福祉切り捨て政権である。

この志向、企てが成功するかといえばしないであろう。この企ては、日本国内の各地で展開されている「九条の会」をはじめとする反戦、平和の草の根運動に阻まれるであろうからである。

このことは、最近の世論調査が示している。時事通信社が2017年5月12日実施した調査によれば、安倍内閣の支持率は46.6パーセントであり、過半数を切っているのである

(5月20日河北新報)。この数字が示しているのは、安倍政権が既に命運を失っていることである。

このような命運を招いたのは、安倍政権の政策である。つまり、戦争政策（日米軍事同盟の強化、集団的自衛権の容認）、戦争政策推進のための経済政策（福祉の切り捨て、経済的格差の拡大、農業・漁業の切り捨て）、地方自治の無視、教育の自由の侵害、大学の選別・介入、情報の統制、労働政策の推進（過労死社会の助長）などである。

(5) その傷跡は深刻である。

つまり、安倍政権の悪政の一大欠点は、働くことの意義や生活を営む楽しさを日本人々から奪うことである、

しかし、私達は、絶望してはならない。反戦・平和の国家、福祉充実の社会、地方活性化の再構築のために、連帯と運動を強化することこそ喫緊の課題である（2017年5月21日）。

(3) ①ここで叙述の時期が多少ズレるが、2017年6月21日判明した「自民党改憲案たたき台」の条文案につき、その内容と問題点につき述べることにする（6月22日河北新報）。

②内容

9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

自民叩き台で新設

9条の2 前条の規定は、我が国を防衛するための必要最限度の実力組織として自衛隊を設けることを妨げるものと積してはならない。

2 内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有し、自衛隊は、その行動について国会の承認その他の民主的統制に服する。

③問題点

②「我が国を防衛する」という規定のしかたは、集団的自衛権の保持・行使を否定する効力を持たない点で曖昧である。

③自衛隊を「必要最小限度の実力組織」とする規定のしかたは、自衛隊が世界で最強レベルの武力を保有する現実を否定しないのみか、その現実をオーソライズ（正当化）するものである。

④自衛隊の「民主的統制」については、第一に最高の指揮・監督権を持つ内閣総理

大臣の性格が曖昧であって、文民か武官か不明である。

第二に「国会の承認その他の民主的統制」も、軍事情報の秘密化とあいまって現実的にも法令レベルでも潜脱が可能である。

⑤以上の点から見て、「自民党の叩き台」には疑問がある。

これは、安倍改憲が対米従属的・対アジア侵略的な集団的自衛権を目的としていることから生ずる構造的なものだと考える。

第二章 日伊原子力協定と日伊軍事的協力

第一節 日伊原子力協定

(1) ①11月11日、安倍首相は、インドの首相モディと会談し、原子力協定に署名した。実は同日、両国政府は日伊共同声明にも署名していた（11月13日赤旗）。

②日伊原子力協定で注目すべきことは、インドが核保有国であると同時に、核不拡散条約（NPT）に非加盟の国であることである。つまり、インドは核兵器の開発、所有、使用について固有の権利を持つと主張する国なのである（11月11日朝日新聞）。

③以上を前提として、今回の協定の中身をみれば、原子炉・関連資機材の輸出、原

子力燃料の輸出、専門家の人材交流、を通じて、インドの核武装化を経済的・技術的に支援 助長することである。

④その延長線上にあるのが、今回の協定締結に当たっての最大の焦点となった、インドが核実験を「抑止」（＝停止）しなかった場合に協力停止措置をとることを、協定に盛り込むことができなかつたということである。

⑤尤も協定成立の過程では、安倍政府は被爆国として、インドが核実験を行った場合の協力停止措置を明記するようインドに

求めたが、インドに難色を示され、協定自体に明記

することを「譲歩」し、協定とは別個の文書「見解及び了解に関する公文」と題する関連公文書で妥協したのである。

その公文とは、日本の見解として、2008年9月にインドが行った「核実験モラトリアム（一時停止）声明」を協定の「不可逆的基礎」とし、変更が生じた場合は協定は終了する権利を有すると記載し、インド側もモラトリアム声明を再確認し、これらを「両国の見解と了解する」というものである。この関連公文書を以って安倍首相は、「インドを国際的な核不拡散体制へ実質的に参加させることにつながる」と述べていけば自画自賛した（11月12日朝日新聞）。

しかし、実際には、「核開発はインド自国の権利」と主張するインドの動きを制約することに失敗したのだ。

⑥だが、この失敗は、被爆国としてはあってはならないものである。失敗の問題点は三つある。（11月12日朝日新聞社説、同日赤旗）。

第一に、インドは、NPT（核不拡散条約）に加盟せず、核兵器を開発・保有して

いる国である。このような国と原発輸出協定を結ぶこと自体の誤りである。つまり、核実験をしない保障が不十分なまま原子力技術を供与する内容だからだ。

第二に、経済成長著しいインド市場での目先の利益に奪われた譲歩だからである。

第三に、被爆国が核不拡散の国際規範を崩してはならないからである。

（2）①なお、安倍政権とは、原発輸出内閣である。

第二次安倍政権以降の原発輸出（原子力協定締結）の動きとして、2013年4月トルコと、同年5月アラブ首長国連邦と、2014年12月サウジアラビアと（交渉開始）、2016年11月インドと締結している（11月12日赤旗）。

②ここで日伊原子力協定締結がインド国民に及ぼす影響について、インド反核団体メンバー、スンダラム氏の発言を掲記する（11月12日赤旗）。これによって協定がインドの人々の暮らしと生活を脅かしていることを理解できる。

「インド国民の暮らし脅かす」

インド反核団体「核軍縮平和連合」クマール・スンダラム氏

インドは2008年に米国と原子力協定を結んで以来、外国技術による核エネルギーの大規模開発に乗り出し、すでに多くの国と協定を結んでいます。日本との協定はその集大成で、巨大なデザインを完成させる「パズルの最後の1ピース」を意味します。

これは原発だけではなく、核兵器開発の後押しにもなります。

協定によってインドは、核燃料や核技術を各国から輸入できるようになります。インドではウランが採れる。輸入した核燃料を発電に回せば、国産ウランの全てを核兵器に使うことも可能になります。

インドは国際社会の監視を受けず核兵器を開発できる特殊な地位にあります。08年に日本を含む核供給国グループ（NSG）がインドの「特別扱い」を全会一致で決め、軍事用施設は国際原子力機関（IAEA）の査察対象外となったからです。

インド主要メディアは原発や核武装を支持しています。しかし原発の地元や計画地では農民や漁民による草の根的な抗議運動が続いています。日印協定で原発輸出が加速すれば、インド社会の最も弱い立場の人々の暮らしが脅威にさらされます。逆にインド政府から見れば、被爆国である日本がインドの核開発にお墨付きを与えたと主張することができるでしょう。

第二節 日伊軍事的協力

(1) ここで、日伊共同声明について述べる。

その概要は、次の通りである（11月13日赤旗）。

日伊防衛装備品・技術移転協定と日伊秘密軍事情報保護協定の合意・発効。武器の共同生産、共同開発の推進。米伊海上共同

演習マラバルへの日本の定期的参加。日本からの武器（海上自衛隊の救難飛行艇US2）輸出。などである。

(2) つまり、安倍政府は、インドへの軍事的協力を強化することにしたのである。

(以下次号)